

日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

食品接触材料安全センターメールマガジン No. 13（2021年4月下旬号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

■食品接触材料ポジティブリスト制度解説シリーズ

ポジティブリストはどのような形式になっているのか？

ポジティブリストは基ポリマーのリストと添加剤のリストから構成されています。まず基ポリマーのリストを説明しましょう。基ポリマーとは器具・容器包装の基本的な形状や物性を決定する材料であり、それぞれ使用可能な食品区分と最高温度が示されています。下の表で食品区分に○がついているとき、その食品区分に使用できることを示します。最高温度は3つに区分され、Ⅰ：70℃まで、Ⅱ：70℃～100℃、Ⅲ：100℃超となっています。また基ポリマーごとに合成樹脂区分が指定されています。

一方添加剤のリストは、この合成樹脂区分ごとにその添加量の使用制限が示されています。制限が示されていないとき、その合成樹脂区分には使用できません。

別表第1 第1表 基ポリマー

(例) 33. ポリアクリロニトリル 告示の改正の際、「通し番号」は変更しない

基ポリマーごとに「合成樹脂区分」を設定する

通し番号	物質名	食品区分					最高温度	合成樹脂区分	特記事項
		酸性食品	油脂及び脂肪性食品	乳・乳製品	酒類	その他の食品			
1	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	1	3	
2	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・メタクリルスルホン酸のナトリウム塩共重合体	○	○	○	○	○	11	3	
3	アクリロニトリル・酢酸ビニル共重合体	○	○	—	○	○	11	3	
4	アクリロニトリル単重合体	○	○	○	○	○	1	1	

特有の規格については、特記事項で規定する。

別表第1 第2表 添加剤等

添加剤等の使用量の制限は、基ポリマーの合成樹脂区分ごとに設定される。使用量の制限は、基ポリマー、添加剤を含む合成樹脂全体に対する割合(重量%)で表す。

通し番号	物質名	合成樹脂区分別使用制限 (%)						特記事項
		合成樹脂区分1	合成樹脂区分2	合成樹脂区分3	合成樹脂区分4	合成樹脂区分5	合成樹脂区分6	
1	亜塩素酸のナトリウム塩	—	0.03	0.03	—	—	—	
2	アクリルアミド・ジアリアルアミンを主な構成成分とする重合体	10	10	10	—	4.2	4.2	

この合成樹脂区分については、公表当時、海外工業先進国から驚きをもって受け止められ「ユニークな制度」と評されました。このユニークな制度について、つぎのメールマガジンで説明したいと思います。

■食品接触材料関連技術資料概要紹介

ポリオレフィン等衛生協議会から移管された技術資料

ポリオレフィン等衛生協議会で使用されていた下記9件の技術資料はJCII食品接触材料安全センターに移管されました。これらの資料は発行から時間が経過していますが、必要に応じて最新情報を確認することで十分に活用可能な資料です。例えば、センターは、ポリオレフィン等衛生協議会のポジティブリスト（PL）を承継しています。承継PLは、収載審査時の安全性確認に外国法規等の参照を認めています。これらの技術資料は、承継PLの収載審査時の安全性確認等に活用されています。

- (1) 技術資料第65号 アメリカ食品包装用プラスチック法規と運用 2008年2月発行
- (2) 技術資料第67号 容器に関するオランダ法規 2010年2月発行
- (3) 技術資料第68号 EU規制 食品接触材料・成形品に関する欧州委員会規制 2012年2月発行
- (4) 技術資料第69号 食品接触物質（FCS）の届出一覧表 2013年3月発行
- (5) 技術資料第70号 ドイツBfRにおける食品容器包装用合成樹脂推薦基準A編 2014年3月発行
- (6) 技術資料第71号 “食品接触用プラスチック材料及び成形品の規則（PIM）の連合ガイドライン”及び“サプライチェーンの情報に関する食品接触用プラスチック材料及び成形品の規則（PIM）の連合ガイダンス” 2015年3月発行
- (7) 技術資料第72号 EU指令2002/72/ECを裏付ける特定移行量推定の一般的に認められた拡散モデルの適用性 2016年2月発行
- (8) 技術資料第73号 食品接触用プラスチック材料及び成形品に関する委員会規則（EU）No10/2011の改正版及び統合版 2017年2月発行
- (9) 技術資料第75号 委員会規則（EC）No450/2009およびガイダンスと提出された物質の登録簿 2018年11月発行

次回以降、各技術資料の紹介を掲載する予定です。

- この概要に対応する資料については、近くセンターHP会員のページで掲載予定です。

■お知らせ

ASEAN は先頃食品接触材料 GMP ガイドダンスを公表

ASEAN は、2015 年末の経済共同体（AEC）設立後、規格品質諮問委員会（ACCSQ）により設置された調理済食品製品作業部会（PFPWG）の食品接触材料分野に係る活動成果として「ASEAN 食品接触材料一般ガイドダンス」を公表した。

<https://asean.org/storage/ASEAN-General-Guideline-on-Food-Contact-Materials-Endorsed-26th-PFPWG.pdf>

先頃これに続いて「食品接触用途を意図したプラスチック材料及び成形品への適正製造規範（GMP）ガイドダンス」を公表した。

<https://asean.org/storage/ASEAN-GMP-Guideline-for-Food-Contact-Materials-endorsed-29PFPWG.pdf>

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧下さい。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info@jhpa.jp)

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階、8 階
Tel : 03-5541-6901 e-Mail : info_jcii@jcii.or.jp
URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>